

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市指定有形文化財「旧乾家住宅」の管理運営業務	R4. 4. 1	一般財団法人住吉学園	6,380,000	<p>保存および活用にあたっては、地域の歴史や特色、課題等の実情を十分に把握しながら、地域と連携した管理運営を行うことが必要となる。委託予定先である『一般財団法人住吉学園』は、地域社会の健全な興隆発展に寄与することを目的として設立された団体で、地域の教育・文化・福祉の振興や、コミュニティ活動の活性化等への取組みを積極的に推進している。</p> <p>「旧乾家住宅」についても、地域の文化遺産として関心が高いことや、加えて、管理運営に必要な人的ネットワークを有していること、また、令和3年度も良好な管理状態を維持していることから、適切かつ効率的に実現できるのは当該事業者においては見当たらないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	行財政局業務改革課 (TEL: 322-5062)
神戸市指定名勝「旧乾家庭園」の保存管理業務	R4. 4. 1	公益財団法人神戸市公園緑化協会	3,312,100	<p>神戸市指定名勝「旧乾家庭園」は神戸市指定有形文化財「旧乾家住宅」と一体不可分なものである。</p> <p>「旧乾家庭園」の保存管理においては、定型的な管理作業が中心となる街路樹等の管理とは異なり、『神戸市指定名勝「旧乾家住宅」保存管理計画書』の内容を具体化し、着実に実施することにより、名勝としての形成と定着、及び良好な植生の維持管理に努める必要がある。</p> <p>また、各樹木の剪定作業にあたっては、ヘリテージマネージャーの指導助言の趣旨を理解し、旧乾邸庭園の樹木の状況に精通している必要がある。毎年、業者が変われば、各樹木毎にこれまでの手入れの考え方や手入れの状況を説明をする必要があり、ヘリテージマネージャーや協会職員の監督指導の回数が大幅に増加することが想定され、安定的な管理が見込めない。</p> <p>神戸市指定名勝に指定される前より庭園の景観形成に携わり、その姿と文化的価値を後世に継承するためのノウハウ、人材、及びネットワークを有するのは、(公財)神戸市公園緑化協会においては見当たらないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	行財政局業務改革課 (TEL: 322-5062)
郵便收受発送業務請負契約	R4. 4. 1	公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会	4,994,000	<p>当該契約の相手方が高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)</p>	行財政局業務改革課 (TEL: 322-5063)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

FAQ検索システム運用及び定着支援業務に係る委託契約	R4. 4. 1	株式会社スカラコ コミュニケーションズ	17, 084, 496	<p>現行のFAQ検索システムは、令和元年度に企画調整局において実施された公募型プロポーザル方式による公募の結果、本件委託予定先の(株)スカラコミュニケーションズがシステムを構築し、現在に至るまで継続して保守・運用を行っている。(FAQ検索システムの所管については、本年度より、企画調整局から行財政局に移管された。)</p> <p>本システムを活用し、電話による問い合わせを減らす取組みや所属内・所属間・世代間でのナレッジ共有も図られており、庁内の業務改善に必要なツールとなっている。</p> <p>今後、FAQ検索システムについては、令和6年度にリプレイス予定となっている次期グループウェアとの一元化を図り、より効率的な運用を行うべく、企画調整局と協議を行っている。</p> <p>検討期間の間も切れ目ないFAQ検索システムの運用を行うため、次期グループウェアリプレイスまでの期間、引き続き本件委託予定先と契約を行うこととする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	行財政局業務改革課 (Tel: 322-6222)
戸籍総合システム・住民記録システム運用対応業務に係る委託契約	R4. 4. 1	日本電気株式会社 神戸支社	17, 622, 000	<p>委託予定先は、当該システムの構築事業者であり、パッケージソフトウェア製作元でもある。当該業務を行うには、開発を通じて蓄積したプログラム仕様にかかる知識が必須であり、委託予定先でなければ実施が困難であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	行財政局住民課 (Tel: 322-5072)
戸籍副本全件送信対応業務委託	R4. 4. 27	日本電気株式会社 神戸支社	2, 112, 000	<p>戸籍総合システムは競争入札の結果、本件委託予定先日本電気(株)が構築し、現在に至るまで継続して運用保守を行っている。上記のことから本市システムを熟知していることに加え、当システムは同社製のパッケージソフトウェアを導入しており、改変権は同社のみが有していることから、特命随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	行財政局住民課 (Tel: 322-5072)
戸籍総合システム端末機器等の更新に係る設計検証業務委託	R4. 4. 26	日本電気株式会社 神戸支社	21, 318, 000	<p>戸籍総合システムは競争入札の結果、本件委託予定先日本電気(株)が構築し、現在に至るまで継続して運用保守を行っている。上記のことから本市システムを熟知していることに加え、当システムは同社製のパッケージソフトウェアを導入しており、改変権は同社のみが有していることから、特命随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	行財政局住民課 (Tel: 322-5072)
中央区役所庁舎移転に伴うシステム対応業務委託	R4. 6. 17	日本電気株式会社 神戸支社	2, 171, 400	<p>委託予定先は、当該システムの構築事業者であり、パッケージソフトウェア製作元でもある。移転に伴う影響調査や設定変更には既存システムの仕様や構成の知識が必須であり、委託予定先でなければ実施が困難であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	行財政局住民課 (Tel: 322-5072)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

住民記録事務センター 移転に伴うシステム対 応業務委託	R4. 5. 30	日本電気株式会社 神戸支社	3, 663, 000	委託予定先は、当該システムの構築事業者であり、パッケージソフトウェア製作元でもある。移転に伴う影響調査や設定変更には既存システムの仕様や構成の知識が必須であり、委託予定先でなければ実施が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局住民課 (Tel: 322-5072)
神戸市職員証発行及び 職員証管理システム保 守業務	R4. 4. 1	日本電気株式会社 神戸支社	職員証発行経費 1, 060円/件 システム・端末 保守経費 1, 243, 600円	神戸市職員証管理システムは、日本電気株式会社が開発し、保守を行っている。また、職員証認証基盤の整備においても技術的支援を受けている。 今後も認証基盤を利用した各種システムを安全に運用し、滞りなく市民サービスを提供するため、同社が職員証発行にかかる業務を継続的に行うことが安全かつ効率的であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局人事課 (Tel: 322-6748)
人事評価システム改修 業務に係る委託契約	R4. 6. 8	株式会社ハイエロン	1, 587, 300	本業務は、現在運用している「神戸市人事評価システム」における改修であり、システムを構築した事業者以外に設計をさせた場合、既存のシステムの使用に著しく支障が生じる恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局人事課 (Tel: 322-6748)
職員定期健康診断業務	R4. 4. 1	神戸市職員共済組合	①職員定期健康 診断 6, 890円/件 ②前立腺がん検 査 500/件 ③職員婦人科 (乳がん) 検診 1, 000円/件	①毎年度、約4,000人の職員が当該人間ドック健診を受診しており、これらの職員の健診結果に基づくフォローが可能となり、受診率の向上や職員の健康管理に寄与する。 ②健診機関に委託して実施する健診の単価以下の費用で実施できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第7号に該当)	行財政局厚生課 (Tel: 322-5096)
産業医の選任及び業務 の委託(長時間勤務者へ の面談等)	R4. 4. 1	株式会社サナシオ	①月額 60, 000 円/月 ②追加 60, 000 円/件 ③超過 10, 000 円/件	労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の規定に基づく産業医業務には高度の専門的な知識及び資格を必要とする。産業医には、職員の健康保持のため、職場における作業方法や衛生状態を確認し、職員の健康障害を防止する責務がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局厚生課 (Tel: 322-5096)
産業医の選任及び業務 の委託(職場巡視等)	R4. 4. 1	エムスリーキャリア 株式会社	①基本料金 20, 000円/月 ②追加訪問 30, 000円/件	労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の規定に基づく産業医業務には高度の専門的な知識及び資格を必要とする。産業医には、職員の健康保持のため、職場における作業方法や衛生状態を確認し、職員の健康障害を防止する責務がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局厚生課 (Tel: 322-5096)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

神戸市職員メンタルヘルス医療相談業務	R4. 4. 1	神戸市医師会	(相談料) 30,000円/月 ※1月の相談件数が4件以上の場合は、4件目以降10,000/件(事務費) 4,630(各期毎)(手数料) 789円(1医療機関当たり、各期毎)	当該業務はメンタルヘルスに関する専門的知識を有さなければ契約の目的を達することができず、適性を有する業者が限られるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局厚生課 (Tel: 322-5110)
神戸市人事給与システム保守及び運用支援業務	R4. 4. 1	株式会社Works Human Intelligence	74,208,860	当該業務は、パッケージソフトウェアの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務事務センター (Tel: 322-6425)
神戸市人事給与システムインターフェース要件定義・基本設計業務	R4. 4. 1	株式会社Works Human Intelligence	2,200,000	当該業務は、パッケージソフトウェアの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務事務センター (Tel: 322-6425)
神戸市人事給与システムサーバ仮想化基盤移行対応業務	R4. 6. 1	株式会社Works Human Intelligence	12,009,250	当該業務は、パッケージソフトウェアの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務事務センター (Tel: 322-6425)
神戸市人事給与システムインターフェース詳細設計・開発業務	R4. 8. 9	株式会社Works Human Intelligence	7,370,000	当該業務は、パッケージソフトウェアの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務事務センター (Tel: 322-6425)
庶務事務システムサーバ移行及び各種改修業務	R4. 4. 1	株式会社高知電子計算センター	54,791,000	当該業務は、アプリケーションの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務事務センター (Tel: 322-6425)
庶務事務システム運用保守業務	R4. 4. 1	株式会社高知電子計算センター	28,600,000	当該業務は、アプリケーションの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務事務センター (Tel: 322-6425)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

庶務事務システム改修 (出産補助・育児参加 休暇時間単位取得対 応)業務	R4. 8. 29	株式会社高知電子計 算センター	2,574,000	当該業務は、アプリケーションの著作権等を保有する当初設計開 発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務事務センター (TEL: 322-6425)
庶務事務システム改修 (各種機能拡充対応) 業務	R4. 9. 28	株式会社高知電子計 算センター	21,653,500	当該業務は、アプリケーションの著作権等を保有する当初設計開 発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務事務センター (TEL: 322-6425)
神戸市令和4年度第1 回公募公債(5年)募 集委託契約	R4. 4. 1	株式会社三井住友銀 行	3,300,000	募集から償還までの長期にわたる事務処理を安定的に行う必要が あることから、本市の指定金融機関と契約する (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局財務課 (TEL: 322-5137)
経理契約システム保守 業務に係る委託契約	R4. 4. 1	パットシステムソ リューションズ有限 会社	13,464,000	ベースとなるデータベースシステムの専門知識が必要な業務で、 本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、システムの再構築及び 改造を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等に関する知 識が必須である。 また、緊急時の対応が即時に可能な市内又は県内である必要があ る。 これら全ての条件に合致するのは、当該データベースシステムの資 格及び認定技術者を有する左記業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局契約監理課 (TEL: 322-5146)
地価調査業務	R4. 7. 8	一般財団法人日本不 動産研究所神戸支所	1,265,000	本件地価調査業務については、価格競争が成り立たないものであ り、今回の評価対象地である浜山地区及び新長田駅北地区の各区画 整理事業区域の物件について、各区域内において物件相互の整合性 を考慮した鑑定評価が可能な鑑定士を選定する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局資産活用課 (TEL: 322-5142)
税収滞納システム端末 LTSC化業務に係る委託 契約	R4. 4. 1	株式会社ニチワ	4,488,000	現在稼働中の税収滞納システム端末は、平成31年度に(株)ニチ ワにより端末のキッティングや各拠点への展開作業等を実施してお り、現在、税収滞納システム端末保守は同事業者が行っている。同 事業者は現在の税収滞納システム端末の仕様や動作環境を熟知して おり、事業の継続性、障害時対応の迅速性等を考慮すると、同一事 業者でなければ税収滞納システム端末運用保守の品質維持が困難で ある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部税務課 (TEL: 647-9311)
福祉情報・生活保護シ ステム再構築に伴うシ ステム連携機能改修業 務に係る委託契約	R4. 8. 26	株式会社日立製作所 神戸支店	21,584,640	課税システムの開発業務は、平成25年度の一般競争入札(総合評 価方式において決定した㈱日立製作所神戸支店に委託した。事業の 継続性、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同 一業者でなければシステムの品質維持が困難である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部税務課 (TEL: 647-9311)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

令和4年度給与所得者異動届出書RPA処理の改良、機能追加業務	R4. 4. 1	株式会社日立製作所神戸支店	5,856,400	<p>異動届出書入力業務にかかる個人市民税オンラインシステムは、本市の独自仕様に基づいて委託契約先候補である株式会社日立製作所が開発し、稼働後も、制度改正等に伴う改修を重ねてきた本市固有のシステムである。</p> <p>当該業者は、平成2年にシステムを開発し、その後平成28年度には当該システムのCS化を行ってきており、システム改修を行うために必要な経験と高度な技術及びノウハウを有する唯一の業者である。また、当該システムの経常運用保守業務を当該業者に委託しており、システム運営に支障をきたすことなく効率的な作業が期待できる。</p> <p>異動届出書入力RPA処理の改良、機能追加業務は、システム開発業者たる株式会社日立製作所しか行うことができず、事前の実証実験から業務構築まで一貫して担っており、作業遂行のための必要な経験及び高い技術を有するため、上記契約先候補を委託先とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	行財政局税務部市民税課 (TEL: 647-9352)
特別徴収支援システムの機器更改に伴う移行作業業務	R4. 5. 2	株式会社インテック 行政システム事業本部 国保ソリューション事業部 西日本公共ソリューション部	4,180,000	<p>当システムは、高い技術と経験を有する株式会社インテックが、本市の仕様に基づき設計・開発した固有システムである。</p> <p>仮想サーバへの移行業務は、下記業者が受託している保守管理業務と同様、基幹システム(課税システム)との連携について考慮しながら行う必要がある。システム運営に支障をきたすことなく効率的に行う必要がある。</p> <p>また、システムの汎用性が無いため、他社への委託は困難であると考えられる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	行財政局税務部市民税課 (TEL: 647-9352)
令和4年度軽自動車税システム改修業務委託	R4. 4. 1	株式会社日立製作所神戸支店	7,874,460	<p>当該契約の相手方は、平成2年に本市の独自仕様に基づいて本市固有のシステムを開発し、稼働後も現在に至るまで制度改正等に伴う改修を重ねてきている。当該契約の相手方は、高度の専門性を有する当該システムの改修に伴う作業に必要な経験と高度の技術及びノウハウを有する唯一の事業者であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	行財政局税務部法人税務課 (TEL: 647-9404)
法人市民税システム改修業務	R4. 5. 1	株式会社日立製作所神戸支店	24,985,290	<p>課税システムの開発業務は、平成25年度の一般競争入札(総合評価式)において決定した(株)日立製作所神戸支店に委託した。事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮すると、開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	行財政局税務部法人税務課 (TEL: 647-9398)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

令和4年度 固定資産税 登記・評価連携運用業 務	R4. 4. 5	株式会社日立製作所	3, 630, 000	課税システムの開発業務は、平成25年度の一般競争入札（総合評価方式）において決定した（株）日立製作所神戸支店に委託した。事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）	行財政局税務部固定資産税課 （TEL：647-9421）
固定資産税評価図管理 システム保守業務	R4. 4. 1	株式会社パスコ 神戸支店	12, 100, 000	固定資産税評価図管理システムの開発業務は、平成9年度に株式会社パスコ神戸支店に委託した。事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。 （地方自治法施行令第167条の2又は地方公営企業法施行令第21条の14）	行財政局税務部固定資産税課 （TEL：647-9422）
コロナ対策に係る税制 改正に伴う課税システ ム（固定資産税）の改 修業務	R4. 4. 1	株式会社日立製作所 神戸支店	11, 893, 200	課税システムの開発業務は、平成25年度の一般競争入札（総合評価方式）において決定した（株）日立製作所神戸支店に委託したものであり、運用・保守も同社が一括して実施している。システム改修業務の実施は、事業の継続性は、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。 （地方自治法施行令第167条の2又は地方公営企業法施行令第21条の14）	行財政局税務部固定資産税課 （TEL：647-9422）
土地家屋総合チェック リストのCSV化対応業務	R4. 4. 28	株式会社日立製作所 神戸支店	2, 838, 000	課税システムの開発業務は、平成25年度の一般競争入札（総合評価方式）において決定した（株）日立製作所神戸支店に委託したものであり、運用・保守も同社が一括して実施している。システム改修業務の実施における事業の継続性は、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。 （地方自治法施行令第167条の2又は地方公営企業法施行令第21条の14）	行財政局税務部固定資産税課 （TEL：647-9422）
令和5年度固定資産税 評価に係る標準宅地の 地価変動率評定業務	R4. 7. 1	公益社団法人兵庫県 不動産鑑定士協会	4, 566, 166	固定資産税（土地）の評価における鑑定評価は、単に個別地点について行う鑑定評価とは異なり、地価公示や地価調査などの公的土地評価との均衡を図りつつ同一地点で大量に行うものであり、特に面的な均衡を図る必要がある。これには、市内の実情に精通した不動産鑑定士を起用し、公的土地評価との均衡、地域の面的な価格バランスの確保を行わせる必要があり、これを指導・調整できるのは不動産の鑑定評価に関する法律第48条に定められた不動産鑑定士等の団体である兵庫県不動産鑑定士協会以外にないため、同協会を委託先として選定する。 （地方自治法施行令第167条の2又は地方公営企業法施行令第21条の14）	行財政局税務部固定資産税課 （TEL：647-9422）

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

神戸市家屋評価計算システム運用・保守業務	R4. 4. 1	株式会社 さくら ケーシーエス	6,781,060	現在使用している家屋評価計算システム（HYOCA-Z）は、平成25年度にシステム設計・開発業務の委託にあたり、本市と同等規模の行政庁における導入実績のある3社において競争した結果、導入が決定されたものであるが、本件契約先は、当該システムの神戸市における販売・請負代理店であり、当該システムの運用・保守は他業者では行えないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	行財政局税務部固定資産税課 (TEL: 647-9423)
固定資産税評価図異動更新業務（家屋現年更新向け）	R4. 4. 20	株式会社パスコ神戸支店	8,393,000	評価図管理システムの開発業務は、平成9年度に株式会社パスコ神戸支店に委託した。事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難であるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	行財政局税務部固定資産税課 (TEL: 647-9423)
固定資産税（償却資産）令和5年度当初課税に係るRPA化対応業務	R4. 4. 1	株式会社日立製作所神戸支店	2,393,600	株式会社日立製作所は、平成2年に本市の独自仕様に基づいて本市固有のシステムを開発し、稼働後も現在に至るまで制度改正等に伴う改修を重ね、平成28年度には当該システムのCS化を行っている。 当該システムの改修業務は、開発業者たる株式会社日立製作所しか行うことができず、また同社は改修のための必要な経験及び高い技術を有するため、委託先とする。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	行財政局税務部固定資産税課 (TEL: 647-9424)